季刊 土地連会報

発行所
沖縄市町村
軍用地地主会連合会
那覇市久米町1丁目52番地
発行人　砂川直義
電話　68—6270

軍用地問題
特集号

これでよいか軍用地問題

進展状況と問題点

日米交渉大詰めへ
軍用地大筋で合意

沖縄の施政権返還は、秒読みの段階に入ったといいます。「七一年のできるだけ早い期日」というこれまでの漠然とした表現は、最近になって「四月一日（日本政府の会計年度の始まる日）か七月一日（アメリカの会計年度の始まる日）のいずれか一つ」と目標期日がだんだん具体的になり、そして国会論議の進む中で本土政府は「四月一日返還は確実」を示唆、国内準備もこの期日を目標に進めていることを明らかにするまでに至っています。

ここで、問題になるのは、返還協定の内容です。日米間の返還協定交渉は、最後の詰めに入った、といわれますが、本土政府がたびたびことに強調してきた「本土並み返還」は、いったいどんな内容を持ったものになるか、沖縄県民が十分納得できる内容になり得るか、あるいは、県民意思を無視した県民不在の内容で「第三の琉球処分」になってしまうのか、これは、すべて日米間で進められてる交渉一つにかかっているのです。

しかし、沖縄の命運を左右する返還協定は、五月下旬を調印予定としているにもかかわらず、その内容は、いまだに県民の前に明らかされていないので、交渉の具体的進捗状況は明らかではありませんが、「日本政府の会計年度の始まる日」か七月一日（アメリカの会計年度の始まる日）のいずれか一つ」と目標期日がだんだん具体的になり、そして国会論議を通して、不十分ながら明らかになったことは、返還協定は大詰めを迎えたとはいえ、返還する基地の規模、態様、対米請求の処理、米国側資産の有償引き継ぎ、VOA、第七心理作戦部隊など特殊部隊の取り扱いなど日米間における利害や意思の細かい調整は、なされておらず、従って「実質的合意」にはまだ至っていないのが現在の状況です。

こうした中にあって、返還交渉の重要項目である基地（軍用地）の整理、縮小、対米請求権など重大な問題は、現時点（四月十五日現在）までにどこまで進展し、また、どう処理解決されるとしているのか、これまで展開された国会論議や政府答弁などから、諸軍用地問題（「七項目」の進展状況を概括し、地主の基本的要求とかかわる問題点などを探ってみました。

個別契約が原則
拒否すれば収用も

軍用地の地位協定適用＝賃貸契約

琉球政府が、地主と賃貸借契約を結び、米軍に無償貸する形をとっている現在の軍用地は、復帰後は琉球政府に日本政府がとって代ることになります。この復帰後の賃貸借契約について本土政府は「個別契約をだ（ま）まえようとする」との基本方針を固めました。一時、本土政府は、特別立法などの措置で、半ば強制的に沖縄の軍用地に対する権利を取得する「一括契約」を押しつける考えを示していましたが、土地連、琉球政府の強い反発があって、ついに、これを断念、個別契約方式を採用することに態度を変えたものです。

しかし、個別契約というのは、どこまでも建て前であって①復帰時点で契約がまとまらない場合は、復帰暫定措置法の中に「公共用地に関する一時使用権を認める」立法措置を盛り込んで、米軍が引き続き基地を使用することをば「強制収用」という収用権の発動許す②この暫定期間は、一年（場合によっては一年）に限り、この間に地主との契約交渉を進める③暫定期間中に契約がまとまらない時は「地位協定実施に伴なう土地使用に関する特別措置法（特別措置法）」により、土地の使用または収用を行なう、という三段構えになっています。

もちろん、契約の根拠法令となっている現行の布令20号（賃借権の取得について）は、施政権返還と同時になくなりますので、復帰後は本土の場合と同様、民法上の賃貸借契約を原則とし契約（契約期限は一カ年で、毎年更新）となります。

焦　点＝問題は「契約を拒否すれば収用」

本土では、一九五一年五月に特別措置法が、制定、施されましたが、この年七月の賃貸借契約では、約一万人の地主の約二千人が契約を拒否しましたが、時間を かけた話し合いの結果、最終的にはほとんどの地主が契約に応じたため、収用権を発動することなくして解決したようです。

この本土に先例のない収用権発動を沖縄に強行すれば、沖縄県民の反基地感情をあおり、契約拒否の層を増大させることになるでしょう。賃貸借契約は、契約の条件を相手の権利、意志が最大に尊重される中で締結されなければならない」と地主は、契約に条件をつけています。強制収用には、琉球政府や屋良主席の諮問機関である軍用地審議会も強い反対の態度を明らかにしています。

ところで、個別契約方式による賃貸契約の場合、二万八千人におよぶ個々の軍用地主との細かい契約をするかぎり、こんなに事務処理の方法が問題になります。というのは、それぞれの地主と個別交渉を行なって契約を締結するのは、実際上、時間的にも事務処理は不可能に近く、また、それぞれの地主がバラバラで交渉に臨んだのでは、買いたたかれる心配も出て来るわけです。このため土地連では、地主の利益擁護の立場から、各地主の委任を受けて本土政府と折衝し、折衝の結果、地主がいささかの不利益も受けない契約オーケーが出ず、いまだに実現されていません。ですから土地の返還、解放の際は、土地区分の境界線を引くのに大きな混乱が予想されます（二面の別表参照）。

こうした混乱を最小限度に食い止めるために軍用地の整理・縮小は、施政権返還前から推進されなければなりません。とりわけ、市町村の地域開発や経済発展、民生向上の障害となっている軍用地の返還は急がるべきであり、沖縄だけに基地が集中されることは許されない、これは県民の一致した主張です。

基地の大幅縮小なし
開発阻害地、返還せよ　市町村

軍用地の解放＝基地の整理・縮小

復帰後における返還、対象施設（基地）は、沖縄の返還協定交渉が進むにつれて、具体的な施設名まであげられはじめておりますが、いまのところ、小禄や人住地域が復帰時点で返還されることがほぼ確実となり、那覇航空基地、那覇港、天久米人住宅地域、与儀ガソリン貯蔵施設それに防空ミサイル基地、ゴルフ場、海水浴場施設などが、日本への返還可能候補施設として日米間折衝の議題となっています。また、中北部の通信施設なども当面の返還対象とされています。しかし、大方の見方としては、米国が、沖縄を極東戦略上の重要な基地としている以上、沖縄基地の機能を低下させないで維持していくことは間違いなく、従って、復帰時点で、大幅な基地の整理・縮小を望むことは現実的でなく、嘉手納、恩納基地やホワイト・ビーチ、牧港の第二兵站部など主要基地をはじめ現米軍基地の八〇％は、米国が、日本国の提供のものとして引き続き使用する見通しといわれます。

沖縄基地の整理、縮小については、知外相は、一月二十六日の衆院内閣委員会で「沖縄の本土並み返還」の関連で、日米安保条約と適用されるとの考えを示し、本土と同様、が本土と同じようになることを意味しない」と本土並みが必ずしも基地の整理、縮小を意味するものでないことを初めて公式に明らかにしたし、具体的に

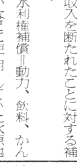

愛知外務大臣は、一月十八日の内閣委員会で「復帰後の請求権は大まかに分類して十項目ある」ことを初めて明らかにし、具体的にこの問題を扱う。

住民損害〝見舞金〟で補償
対米請求権は放棄

軍用地接収に伴なう通損補償＝残地補償、隣接財産の補償離作補償、水利権補償など

項目をあげました。その中に、当然のことながら通損補償もふまれております。これについて同外相は「根拠のあるものについては政府が責任を持って解決したい」と答えています。

軍用地接収に伴なって生ずる損失補償には、いろいろの種類があります。主なものを上げますと次のようになります。

残地補償＝軍の土地の一部を軍用地に接収されたため、残った部分の使用価値が低下した損失の補償。例えば、百坪の土地の中、十坪を軍用地に接収されたため、残部の十坪が役立たずになっていた場合。

隣接財産補償＝軍用地（基地）

請求権の内容は10項目

復元補償米側譲歩示す

地主　全面的な補償措置を

土地の復元補償

「復元補償問題については十分検討したい」。三月二日、自民党沖特委に政府側から出席した防衛施設庁長官は、参考人として出席した土地連の比嘉、赤嶺正副会長の要請に対してこう答えています。

また、二月二十二日、岡部沖縄・北方対策庁長官は、沖縄の対米請求権について「見舞金は、賠償額に見合うことを目標に出したい」と述べ、「返還協定では、沖縄の対米請求権を放棄し、講和条約発効後沖縄県民が受けたこれらの損害に対しては、日本政府が、米国側から損害賠償や見舞金に米軍が、形質変更を加えた軍用地の中で、六一年六月二十日までに解放されたものに対しては、米軍は見舞金として慰謝的に復元補償を行ないました。しかし、六一年七月一日後に解放されたものと将来解放されるものに対しては、講和条約一九条の「対米請求権放棄」の規定を盾に補償を拒否しているのです。

また、五〇年七月一日後に米軍によって形質変更が加えられた軍用地で、施設権返還までに解放されるものは、布令一〇号・賃借権の取得について」により、米国による補償措置がなされるので問題は残らない、とされていますが、復帰後つまり、米国の施設権が消滅した後、日本政府によって解放・返還されるものは、いったい日米両政府のどちらが補償責任を負うかが問題となっています。

現在のところ、復元補償請求訴願がなされ、米民政府土地裁判所に却下されているのが十四万三千坪(二千二百筆、補償請求額九十四万六千ドル)あり、また解放されないため請求権が行使できない形質変更地が四千四百万坪もあります。この二つを合わせますと復元補償対象地は、全軍用地面積の七〇%に達するほう大なものになり、地主にとって大きな問題となっています。

各地域における復元補償対象地の実態については、土地連と関係市町村で急ピッチの調査を進められており、ことしの八月中には、調査を終え、具体的資料に基づいた補償要求を行なう段取りです。

沖縄との関係からして、日本国の中一千九十九年を四月五日から始まった集中審理にかけています。

現の審理しないものは、集中審理で決定する組織に準じ処理することに訴願者(地主)と被訴願者(米国)の定に立ったので、五月末か六月はじめごろには、裁定が出る模様です。

しかし、こうした集中審理に対して地主の中には「米国の一方的な裁判官」という過去の裁判からして今回も厳格の根拠なしゃないか」「米国は、沖縄の対米請求権を拒否している手前、この種の問題は極力避けたいのだから、結局は、施政権返還後に問題を持ち越し、日本政府にボタをあずけるのだろう」と現状を分析、こんどの審理に期待しない人たちも見られます。いずれにしても、関係地主の不適正評価から受けている損害は莫大なものであり、補償責任の所在を明らかにするとともに、適正妥当な補償措置が早急になされるべきでありましょう。

なお、漁業補償の訴願件数は、十七です。

入会制限に伴う損失補償

これも沖縄住民の請求権の中の一項目で、本土政府は、他の項目同様、根拠のあるものは政府が補償する」ことを明らかにしています。

入会権というのは、一定地域の住民が、一定の山林原野に立ち入り、たきぎ・すみ用の雑木や野菜、山菜、飼料などを採取し、共会制限に伴う損失補償というのは、沖縄北部などにみられるように従来入会権行のあった国有林野の軍用地に接収されたため、これの山林原野への立ち入りが、禁止、制限されたため、まき、すみ用雑木や山野菜が取れなくなったことから生活と損失補償のことです。

焦　点　これらの損失に対して米国は、現在まで何らの補償も行っておらず、関係住民は、大きな損失をこうむっています。このため関係住民は「本土ではこの種の損失に対して国が補償を行なっているのに、復帰後は沖縄にも差別なく適正な補償措置をしてほしい」と生活権の擁護を訴えています。

土地裁判所訴願事案の処理―軍用地賃貸料増額補償、講和後の漁業補償など

請求権に含まれる項目の一つで、本土政府が、米国との返還協定交渉を進める中で現在まで明らかにしている方針、態度や問題の進展状況は「適正損失補償」「復元補償」「入会制限に伴なう損失補償」「恩恵的措置」により事実上の補償をする、というものです。

焦　点　軍用地料増額補償については、先に八市町村が「特殊地域」設定による増額補償の訴えを米民政府土地裁判所に提訴しましたが、同裁判所は、六九年十二月まで、浦添市、具志川市、北中城村、金武村の訴願を全面的に否認、却下しております。

漁業補償については、同裁判所は、昨年十月、読谷村漁協から提訴された同村残波岬周辺における漁業損害補償の訴えを「請求する法的根拠がない」としているが、関係住民の強い不満をかっています。

土地裁判所で争われている訴願は、これだけにとどまりません。右に見たのは、ほんの一部に過ぎ却下されている分を除いて、現在、同裁判所に提訴されているのは、賃貸料増額補償が、コザ市、美里村、嘉手納村、北谷村の九千六百坪十六件あり、その中「一千九十九年を四月五日から始まった集中審理にかけています。

しかし、仮りに、奄美、小笠原返還協定の場合のように、沖縄住民の米国に対する請求権放棄を規定し、米国の補償責任が免除されるならば米国に代って日本政府が、全面的な補償措置を講ずるよう要望しています。

軍用地の契約収用別調べ

70年10月1日現在

	筆数		坪数		年間借賃	
	契約	収用	計	契約	収用	計
	一二四、五〇五	八、八五八	一三三、三六三一〇〇	九三%	七	一、七〇二、四三一、三九	五八、九六六、九五六、七五	六〇、六六九、三八八、一四一〇〇	九七%	三	五三四、一九一、一七	九、〇三五、四九三、一〇	九四%	六

未払地料　継続支払保障せよ

地料、本土並みなら上がる

地主　現状維持は拒否

未払い軍用地料

「地主の住所不明」「地主が本土や外国に移住している」「地主が死亡している」などの理由から地料の支払えないわゆる未払い軍用地料は、法務局、軍用地関係事務所が、保管しています。その額は、積り積って三千万ドル余に達しています。未払い軍用地料の処理は、非常にむずかしく、現在の支払い状況からすると復帰までに全額を完払い処理することは不可能です。

しかし、地主の団体である土地連では、これを復帰後、持ち越すのは好ましくないとして、復帰までに処理できない未払い地料は、土地連が地主に代って代理受領しておいて、地主が現われた際、いつでも支払いができるようにしたい方がよい、と琉球政府に「代理受領」「地料の支払」を要望しています。

なお、漁業補償の訴願件数は、十七です。

「地主の住所不明」「地主が本土や外国に移住している」などの理由から地料の支払えないわゆる未払い軍用地料は、法務局、軍用地関係事務所が、保管しています。その額は、積り積って三千万ドル余に達しています。未払い軍用地料の処理は、非常にむずかしく、現在の支払い状況からすると復帰までに全額を完払い処理することは不可能です。

しかし、地主の団体である土地連では、これを復帰後、持ち越すのは好ましくないとして、復帰までに処理できない未払い地料は、土地連が地主に代って代理受領しておいて、地主が現われた際、いつでも支払いができるようにしたい方がよい、と琉球政府に「代理受領」「地料の支払」を要望しています。

①代理受領の法律上の方法のいずれかにより、土地連の代理受領を認めてほしい、②代理受領の方法③事務管理による方法、

また、琉球政府は「関係地主への支払いが継続保障されるよう次回の復帰準備委員会に提案する予定です。

復帰後の軍用地料

復帰後、沖縄軍用地の賃貸契約の当事者となる本土政府・防衛施設庁は、去る二月から三月にかけて、沖縄軍事施設調査団を派遣、借料、本数、提供管理の三ポイントから、沖縄軍用地の提供実態を徹底調査をさせるなど復帰後の再契約を万全に講ずるよう、鋭意、努力を傾注しているなどの「復帰後の軍用地料」については、昭和四七年度予算について「暫定沖縄軍事施設調査団長が「現行を上回ることも下回ることも考えられる」と述べ、復帰後の軍用地料が少しでも現行を上回ることは限らない、ことを示唆した発言に対して、地主は「これは、同調査団の暫定沖縄軍用地料案で地主と防衛施設庁との契約をまず、復帰と同時に本契約を結びたい。賃貸料は、本土に準じ、地主の意思、基本的要求を重視しない契約には応じない態度を再確認しています。

というのは、沖縄の軍用地料は、接収当時の地目等で算定されているため、現実における土地の価値増大は無視され格段の差のある低額のものになっており、地主の中には、軍用地料よりはるかに高い地料を払って借地している例も多いのです。

従って、軍用地料に対する地主の不満は大きく、これまでも軍用地問題紛糾の最大の原因の一つとなってきました。

農業用地の大部分を軍用地にされられた、生活源をせばめられている四万軍用地地主にとって、地料は生活直接日常の生活に影響する重要な問題だからです。

焦　点―復帰後の軍用地料について方針のようです。

焦　点―本土政府は、沖縄における戦認耕作地に対する地料をプラス農耕収入の一重所得だとして、これを認めず、将来本土方式を当てはめようとしています。本土政府が、右から左に本土の原則を適用しようとする態度には、地主たちはもちろん、農地が極度に不足している沖縄では、軍用地をたばねている沖縄では、軍用地に入り込んでも農耕するしかなく、また安い地料よりは生活が成り立たない沖縄の特殊事情を十分理解していない政府側の強い反撥感をもたらす本土方式に強く反対、既得権としての布令二一号によって付与された一時使用権の保障措置②地料の全額支払い措置の継続保障を要望しています。

入会制限　根拠あるものは補償

訴願事案復帰後に持越しか

読谷村にある形質変更地。十数メートルも土砂が堀り取られており復元は不可能。　沖縄の復元補償対象地は、全軍用地面積の70%に当るほう大なものとなっています。

長期低利の融資制度を
地主への資金融資に

非細分土地

一定期間後は国有化

地料の前払い又はそれに代る制度の措置

五九年七月、十年分を最高限度とした「軍用地料の前払い」が、行なわれました。「アメリカ合衆国が賃借する土地の賃貸の前払いに関する法（一九五九年一月十三日付法第一号）」という法律に基づいて実施されたもので、この制度は、現在も存続しています。しかし、同制度は、一度、十年分の前払を受けると、再びそのの恩恵を受けることができない仕組みになっているため、労賃や借金済、土地、住宅建築のため、資金が必要であっても、現在では、事実上利用できない法律となっています。

軍用地料の前払い制度は、基地の長期化を招く、という観点からは好ましいものではないでしょうが、代替地の補償もなされいまま土地を接収された零細地主にとっては、明日の生活を維持するために必要な農地の購入資金、住宅建築資金、子供の教育資金に当てるまとまった力ネの必要が生じてくるのです。

ところが、この法律制度が活用されなかった一時期からすると、この法律制度の確立を訴えてきたのが、軍用地地主を主体とした「軍用地地主会」であり、また、資金融資を求める声が出ています。

このため、土地連では、窮余の策として五年を限度に軍用地料を担保とした資金貸し付け制度の設置を市中銀行に依頼、地主の資金繰りを優先する銀行貸し付けでは、思うように必要資金が借り入れられない、として政府機関による長期低利の融資制度の確立を訴えています。軍用地地主を対象とした算の大きな財源の一つとなっています（別掲参照）。

法務局土地業務課の調べによると、零細地主は、県下の非細分土地は、面積が三百九十四万六千三百七十三坪（筆数二〇九）、年間地料が五十八万七千四百八十ドルで、同土地の全民有軍用地面積に占める割合は、六・五％、地料は六・五％となっており、また、琉球政府も、軍用地又は年の軍用地料を担保とした長期低利の融資措置を講じてほしいとの要望を復帰準備委に提案することになっています。

非細分土地―その管理権と地料

非細分土地は、実測面積から土地台帳になっている面積を差し引いて残った面積のことで、沖縄の軍用地はほとんどが見られない特殊なものです。現在、その管理権は市町村にあり、市町村が譲渡、処分権も持っています。

非細分土地から得る市町村の軍用地料は、年間、合計五十八万七千ドルにのぼるもので、市町村予

焦点　軍用地地主は、企業利益が優先する銀行貸し付けでは、思うように必要資金が借り入れられない、として政府機関による長期低利の融資制度の確立を訴えています。軍用地地主を対象とした算の大きな財源の一つとなっています（別掲参照）。

法務局土地業務課の調べによると、零細地主は、県下の非細分土地は、面積が三百九十四万六千三百七十三坪（筆数二〇九）、年間地料が五十八万七千四百八十ドルで、同土地の全民有軍用地面積に占める割合は、六・五％、地料は六・五％となっており、また、琉球政府も、軍用地又は年の軍用地料を担保とした長期低利の融資措置を講じてほしいとの要望を復帰準備委に提案することになっています。

非細分土地―その管理権と地料

非細分土地は、実測面積から土地台帳になっている面積を差し引いて残った面積のことで、沖縄の軍用地はほとんどが見られない特殊なものです。現在、その管理権は市町村にあり、市町村が譲渡、処分権も持っています。

非細分土地から得る市町村の軍用地料は、年間、合計五十八万七千ドルにのぼるもので、市町村予算の大きな財源の一つとなっています（別掲参照）。

法務局土地業務課の調べによると、零細地主は、県下の非細分土地は、面積が三百九十四万六千三百七十三坪（筆数二〇九）、年間地料が五十八万七千四百八十ドルで、同土地の全民有軍用地面積に占める割合は、六・五％、地料は六・五％となっており、また、琉球政府も、軍用地又は年の軍用地料を担保とした長期低利の融資措置を講じてほしいとの要望を復帰準備委に提案することになっています。

焦点　軍用地地主は、企業利益が優先する銀行貸し付けでは、思うように必要資金が借り入れられないとして政府機関による長期低利の融資制度の確立を訴えています。軍用地地主を対象とした算の大きな財源の一つとなっています（別掲参照）。

法務局土地業務課の調べによると、零細地主は、県下の非細分土地は、面積が三百九十四万六千三百七十三坪（筆数二〇九）、年間地料が五十八万七千四百八十ドルで、同土地の全民有軍用地面積に占める割合は、六・五％、地料は六・五％となっ

非細分土地の市町村別一覧

1971年1月1日現在

区分／市町村名	筆数	坪数	年間地料（ドル）	区分／市町村名	筆数	坪数	年間地料（ドル）
国頭村	2	28,028	3,851.13	宜野湾市	18	150,564	36,017.97
東村	1	1,246	37.38	西原村	1	1,343	362.61
上本部村	1	25,313	3,682.95	浦添市	8	49,777	13,141.91
本部町	2	13,028	516.57	**中部小計**	179	1,819,620	276,316.72
名護市	18	580,885	17,752.60	那覇市	17	125,566	196,589.11
恩納村	12	213,315	10,631.17	豊見城村	6	3,002	460.91
宜野座村	6	366,275	9,887.02	糸満町	9	14,579	1,679.50
金武村	15	309,002	10,430.27	東風平村	5	8,386	501.42
伊江村	4	333,438	45,625.14	具志頭村	4	55,786	3,511.07
北部小計	61	1,870,532	102,414.23	玉城村	5	32,671	2,480.14
石川市	13	55,990	6,718.41	知念村	4	4,590	275.43
美里村	19	116,055	9,760.54	佐敷村	6	5,952	793.23
与那城村	5	2,799	508.07	与那原町	3	2,269	1,882.54
勝連村	14	38,463	7,648.80	大里村	2	672	95.26
具志川市	17	114,514	16,319.50	南風原村	5	1,502	447.02
コザ市	18	328,147	35,089.94	渡嘉敷村	1	408	8.16
読谷村	26	507,159	62,075.10	**南部小計**	67	255,385	208,723.79
嘉手納村	10	202,549	32,631.49	平良市	1	14	0.56
北谷村	19	162,051	35,173.12	上野村	1	821	24.63
北中城村	8	86,048	19,708.46	**宮古小計**	2	835	25.19
中城村	3	4,156	1,160.80	**合計**	**309**	**3,946.373**	**587.479.93**

軍用地

土地調査急げ
資料不備で解決困難

総動員法の国有地

国家総動員法により収用され国有地となっている土地の返還

戦前、国防目的達成の名のもと、強制的に国家に大規模の民有地が、強制的に国家に収用されました。「戦争終結後は地主に返還する」というのが、この約束は戦後四分の一世紀余を経過した現在も果たされず、米国の施政権下にあるこれらの土地は国有地の形で米軍が管理、使用しています。これら旧国家総動員法により収用された土地は、合計三百五十三万四十三坪（二千四百四十九筆）にのぼる大なもので、十四市町村にまたがっています。

今国有地のある市町村ごとの面積は次の通りです。

佐敷村―四、二三〇坪、嘉手納村―一四六、〇〇〇坪、伊江村―二九八、四〇〇坪、与那城村―一〇、七〇八坪、那覇市―三〇八、四八一坪、読谷村―六五五、二八四坪、与那原町―一八、三七四坪、勝連村―二八、三四一坪、知念村―四、三七二坪、竹富町―五一、二四一坪、三五二坪、平良市―五八、七三八坪、下地町―一五〇、一八〇坪、上野村―三四三、一七〇坪、石垣市―五三、二〇八坪。

焦点　とこころで、この問題は現在のところ解決の糸口さえつかめていないのが実情です。収用の根拠法令は旧国家総動員法

減失地時価で買い上げ
北谷村は解放を要求

減失地の取扱い

防衛施設庁の沖縄軍事施設調査団は、減失地（米軍基地建設により甚大に浸している土地）は、復帰の際は、減失地は周辺地域の土地の売買価格から割り出した時価で買い上げ補償たい、と復帰後は賃貸借契約から減失地を除外する意向を調査結果報告で明らかにしています。減失地の取り扱いについては、日米間返還交渉の焦点となっている。

焦点　この問題は、解放時点でいっそう大きな混乱をまねくことは、まちがいなく、この混乱を最小限度に押えるために軍用地内の立ち入り調査は、一日も早く着手しなければならない問題とされています。

沖縄の土地所有権は、一九五一年四月、布告第八号（土地所有権）で、所有権の認定、証明、登記がなされ確定しました。が、戦後の土地調査には、測量費用の不備となっている対米請求権のかねあいがあるにもかかわらず、本土桑江一帯（東京都は村役所が調査中ですが、一万坪前後にのぼるもよう）で、

焦点　那覇市の場合、減失地（二万八百六十四坪）と北谷村の場合、沖縄の重要港湾となっているところから、将来においての解放は考えられず、那覇地主会も「買い上げ」を要望しているので、買い上げ方式（体に問題は生じないと思われますが、北谷村は、同減失地交付金）に（国有提供施設等所在市町村助成交付金）で、もう一つ「調整交付金」（施設等所在市町村調整交付金）です。

軍用地内の土地調査
―所有権の明確化、所有権喪失者の救済

本土政府は、こうした事情を考慮の上、これらの土地を早急に所有者又はその相続承継人に返還してほしい―地主は、こう訴え続けています。

焦点　政府が「買い上げ補償」の方針を打ち出したことは、米国にとって日本政府が肩代り補償することに日米間で合意しているものと見られます。

減失地は、那覇、北谷、嘉手納の三市村にありますが、嘉手納の場合は、六四年六月、現元補償支払（二万七千七百六十六坪に対し四万一千三百三十三ドル）で、解放要求しており、当然のことながら、本土政府の買い上げ方式には「調整交付金」（施設等所在市町村調整交付金）です。

基地交付金

本土には、基地に関する交付金制度が二つあります。一つは「基地交付金」（国有提供施設等所在市町村助成交付金）で、もう一つは「調整交付金」（施設等所在市町村調整交付金）です。

基地交付金は、土地が国の所有する固定資産の中、米軍に使用されている固定資産と飛行場、演習場などの自衛隊が使用する固定資産の占める市町村に対して、毎年、助成金を交付するもの、つまり、米軍、自衛隊の使用する土地など固定資産が、市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村財政にいちじるしい影響をおよぼしているところから、これら市町村の財政助成をする意味から設けられた制度です。

調整交付金は、基地交付金制度の対象外の国の固定資産のある市町村に限っているのをカバーし、交付対象範囲を広げて、できるだけ多くの基地周辺市町村に財政援助をしよう、というものです。

焦点　本土で基地周辺市町村の大きな助けとなっているこれらの交付金制度は、沖縄にはありません。このため、関係市町村、土地連では、「基地交付金、調整金制度を復帰後の沖縄に適用してほしい」と要望しています。しかし、本土政府の考えは「非細分土地について、のところでも見たように、国の提供を強化する、基地交付金として沖縄に適用交付するのではなく、非細分土地を国有地化する代わりとして同交付金制度の設置をしているため、特に関係市町村の大きな不満を買っています。

防衛施設局の設置

「沖縄防衛施設局」（仮称）が復帰後の沖縄に設置されることが決まり、防衛施設局は、同施設局の設置を急いでおりますが、四月一日から、沖縄・北方業庁沖縄事務局内で、準備事務を開始しました。

準備事務は当ってのは、新しく同施設庁から配置された二十人で、これから、施設、区域の提供に伴なう本土政府と軍用地地主との賃貸借契約に取りかかることになっています。

焦点　同施設庁は、沖縄における反基地、反自衛隊感情をいかに調整して、沖縄基地の本土移管を進め、自衛隊を移転させるかに非常な神経を使っている、といわれます。土地連では「沖縄の米軍基地は、その規模、密度、内容において、本土の場合と異なる住民感情と複雑である。この特殊性を十分理解し、住民感情を最大に尊重して」ことに当たるけれは問題の円満解決はできない」として反対の態度を示しており、こんど、本土政府の出方が注目されます。

基地公害対策

住民の安全守れ
非細分土地の代りに

基地公害交付金

防衛施設局　設置準備はじまる

航空機爆音の生活防害、米軍基地から流出する航空機燃料、洗剤による井戸水の汚染、航空機墜落事故、流弾事故、軍需物資などの事故、流出事故、原子力潜水艦寄港による海水汚染、VOA放送による被害、ラジオ、テレビ受信障害、ジェット機による被害―など沖縄では、基地あるが故に生ずるさまざまの事故、公害が多発しています。

しかし、沖縄の公害対策は、極度に遅れており、とりわけ基地公害については、嘉手納村で防音校舎が設置されたり、防音公民館が作られるようになったのが、唯一のこの保護措置などで、他の種々の基地公害に対する対策は、ゼロに等しいものです。

焦点　基地が、住民地域と密接した状況にある沖縄では、住民の基地被害に比べたものは、はるかに大きなものになっています。基地公害の発生源は、いうまでもなく米軍であり、それ以外に原因はないとされていますが、基地の立ち入りなど原因究明調査ができないために、その因果関係証明困難をきわめています。

このため、土地連では、地域住民の生活、安全を脅ずかす基地公害の実態を明らかにし、米軍の責任を追及していく方針です。

基地交付金

本土には、基地に関する交付金制度が二つあります。一つは「基地交付金」（国有提供施設等所在市町村助成交付金）で、もう一つは「調整交付金」（施設等所在市町村調整交付金）です。

基地交付金は、土地が国の所有する固定資産の中、米軍に使用されている固定資産と飛行場、演習場などの自衛隊が使用する固定資産の占める市町村に対して、毎年、助成金を交付するもの、つまり、米軍、自衛隊の使用する土地など固定資産が、市町村の区域内に広大な面積を占有し、市町村財政にいちじるしい影響をおよぼしているところから、これら市町村の財政助成をする意味から設けられた制度です。

調整交付金は、基地交付金制度の対象外の国の固定資産のある市町村に限っているのをカバーし、交付対象範囲を広げて、できるだけ多くの基地周辺市町村に財政援助をしよう、というものです。

焦点　本土で基地周辺市町村の大きな助けとなっているこれらの交付金制度は、沖縄にはありません。このため、関係市町村、土地連では、「基地交付金、調整金制度を復帰後の沖縄に適用してほしい」と要望しています。しかし、本土政府の考えは「非細分土地について、のところでも見たように、国の提供を強化する、基地交付金として沖縄に適用交付するのではなく、非細分土地を国有地化する代わりとして同交付金制度の設置をしているため、特に関係市町村の大きな不満を買っています。

ニュースダイジェスト

―一月～三月の主なできごと―

一月

八重岳の通信基地拡張　米軍は本部町八重岳の通信情報施設を拡張工事をふられます。

県庁内に軍用地関係業務を所掌する機構の設置を　土地連は、復帰後の沖縄県庁内に軍用地関係業務を所掌する機構を設置するよう琉球政府に要請していますが、法務局でも、軍用地問題の重要性を考慮、設置する方向で検討を進めています。

沖縄・北方対策庁長官に岡部氏　山野前沖縄・北方対策庁長官の後任として岡部秀一氏（前統計局長）が、就任しました。また、総理府総務副長官には、栗山廉平氏（前人事局長）が、就任しました。

天久米人住宅地域など解放要望　那覇市は「新那覇都市開発五カ年計画」に沿って、天久米人住宅地域、与儀ガソリン・タンク地域、マーニング社住宅地域などの開放を要望しています。

毒ガス撤去はじまる　十三日、在沖米軍は、知花弾薬庫に貯蔵されている一万三千トンの毒ガスのうち、百五十トンのマスタード・ガスの移送を開始しました。

天久米人住宅地域など解放要望　那覇市は「新那覇都市開発五カ年計画」に沿って、天久米人住宅地域、与儀ガソリン・タンク地域、マーニング社住宅地域などの開放を要望しています。

毒ガス撤去はじまる　十三日、在沖米軍は、知花弾薬庫に貯蔵されている一万三千トンの毒ガスのうち、百五十トンのマスタード・ガスの移送を開始しました。

国頭村における実弾射撃演習中止　十四日、在沖米第三海兵隊司令官のウイルソン少将は、住民が反対すれば、実弾射撃の演習を中止、空砲訓練だけを実施すると発表しました。

沖縄の海兵隊基地は恒久的使用　西太平洋地域の海兵隊基地視察団、自民党沖縄特委を訪れ、土地連の基本的態度を説明するとともに善処、協力方を訴えました。

軍用道路などの管理権接管急げ　二十七日開かれた第八回復帰準備委員会で、屋良行政主席は、現在、米軍が管理権を持っている軍道路、那覇軍港、那覇空港の管理を琉球政府に委譲してほしいと提案しました。

二月

自衛隊六千三百人を沖縄に配置　本土政府は、復帰後の沖縄に陸、海、空の自衛隊を配置することとし、合計六千三百人の隊員を四八年夏までに配置することを決めました。

住民損害の見舞金などで補償　沖縄の施政権返還をめぐる日米交渉は、最後の詰めの段階に入りましたが、日本政府は、沖縄の請求権の取り扱いについては、返還協定で放棄し、見舞金の形で事実上の補償処理をする方針を固めました。

復帰後の軍用地、地主と個別契約　復帰後の軍用地賃貸契約について本政府は、地主・土地連の強い要望にいれて、地主との個別契約をとりつけようとする方針を固めました。

石川の水田使用不能問題は水道公社の責任でない　水道公社の本庁は、道路破裂で土砂が流れ込み、水田が使用不能になった、として石川市の新垣繁雄さん（三〇）は、同公社を相手どって一千ドルの損害賠償請求を行なっていましたが、米陸軍賠償請求委員会は、「水道管破裂の原因は大雨によるもの」として、請求をしりぞけました。

復帰後の軍用地、地主と個別契約

復帰後の軍用地賃貸契約について本政府は、地主・土地連の強い要望にいれて、地主との個別契約をとりつけようとする方針を固めました。

石川の水田使用不能問題は水道公社の責任でない　水道公社の本庁は、道路破裂で土砂が流れ込み、水田が使用不能になった、として石川市の新垣繁雄さん（三〇）は、同公社を相手どって一千ドルの損害賠償請求を行なっていましたが、米陸軍賠償請求委員会は、「水道管破裂の原因は大雨によるもの」として、請求をしりぞけました。

軍用地問題等に関する提案まとまる（行政府）　行政府は、沖縄の軍用地問題等に関する提案をまとめました。

軍用地問題等に関する提案まとまる（行政府）　行政府は、沖縄の軍用地問題等に関する提案をまとめました。

嘉手納村三校の防音施設工事費計上　十六日の衆院内閣委で文部省の宮地初等局長は、嘉手納村小・中学校三校の防音施設整備のため、四六年度予算に一億四千万円の整備費を計上したことを明らかにしました。

天久米人住宅地域、復帰後に返還　本土政府は、那覇市北部一帯の天久米人住宅地を、復帰後、返還する方向で検討を進めていることに日米間の諒解がほぼできていることをはじめて明らかにしました。

操業禁止、制限による漁業損害補償など要請（沖縄漁業団体）　森田真弘琉球水産局長、仲里宅間漁業協会長、高嶺三郎琉球漁連理事、上原徳助糸満漁協長ら漁業団体代表は、二十五日から一週間本土政府の関係各庁を訪れ、旧漁業法による漁業権の補償と講和後の沖縄漁業損失補償、沖縄漁業振興の特別措置に関する法律などについて善処方を要請しました。

復帰後の軍用地賃貸契約大詰へ　昨年十二月発足した土地連の地料算定研究委員会は、スタート以来「復帰後の軍用地賃貸契約」の試案算定に慎重な研究審議を重ねていますが、現在、各施設、地域を単位とした算定方法などを地料額の検討がなされている段階にきており、近く、試案をまとめて各市、総会並びに地主にはかる運びになっています。

次々地主会結成　市町村における地主会結成は、順調に進み、恩納村軍用地地主会の結成（四月二十日）で、市町村の地主会組織は二十四になりました。残ったのは二十二ですが、大かたはすでに結成準備会を持っており、キビ取進を終えた段階で結成されるとのことです。

防衛施設庁、沖縄の米軍施設調査　二十三日、防衛施設庁の沖縄軍用地・米施設調査団一行十五人が、来日、三月十三日までの間、①借賃の水域②提供、管理の面から、沖縄の軍用地の実態を調査しました。

三月

非給分土地制度の存続措置を　復帰後、沖縄の非給分土地を国有化する方針を打ち出したことについて反対する態度を決め、総理庁に対し復帰後もこの制度を存続させるよう要望書を送りました。

嘉手納村三校の防音施設工事費計上　十六日の衆院内閣委で文部省の宮地初等局長は、嘉手納村小・中学校三校の防音施設整備のため、四六年度予算に一億四千万円の整備費を計上したことを明らかにしました。

天久米人住宅地域、復帰後に返還　本土政府は、那覇市北部一帯の天久米人住宅地を、復帰後、返還する方向で検討を進めていることに日米間の諒解がほぼできていることをはじめて明らかにしました。

操業禁止、制限による漁業損害補償など要請（沖縄漁業団体）　森田真弘琉球水産局長、仲里宅間漁業協会長、高嶺三郎琉球漁連理事、上原徳助糸満漁協長ら漁業団体代表は、二十五日から一週間本土政府の関係各庁を訪れ、旧漁業法による漁業権の補償と講和後の沖縄漁業損失補償、沖縄漁業振興の特別措置に関する法律などについて善処方を要請しました。

防衛施設庁、沖縄の米軍施設調査　二十三日、防衛施設庁の沖縄軍用地・米施設調査団一行十五人が、来日、三月十三日までの間、①借賃の水域②提、管理の面から、沖縄の軍用地の実態を調査しました。

沖縄の米軍基地・軍用地
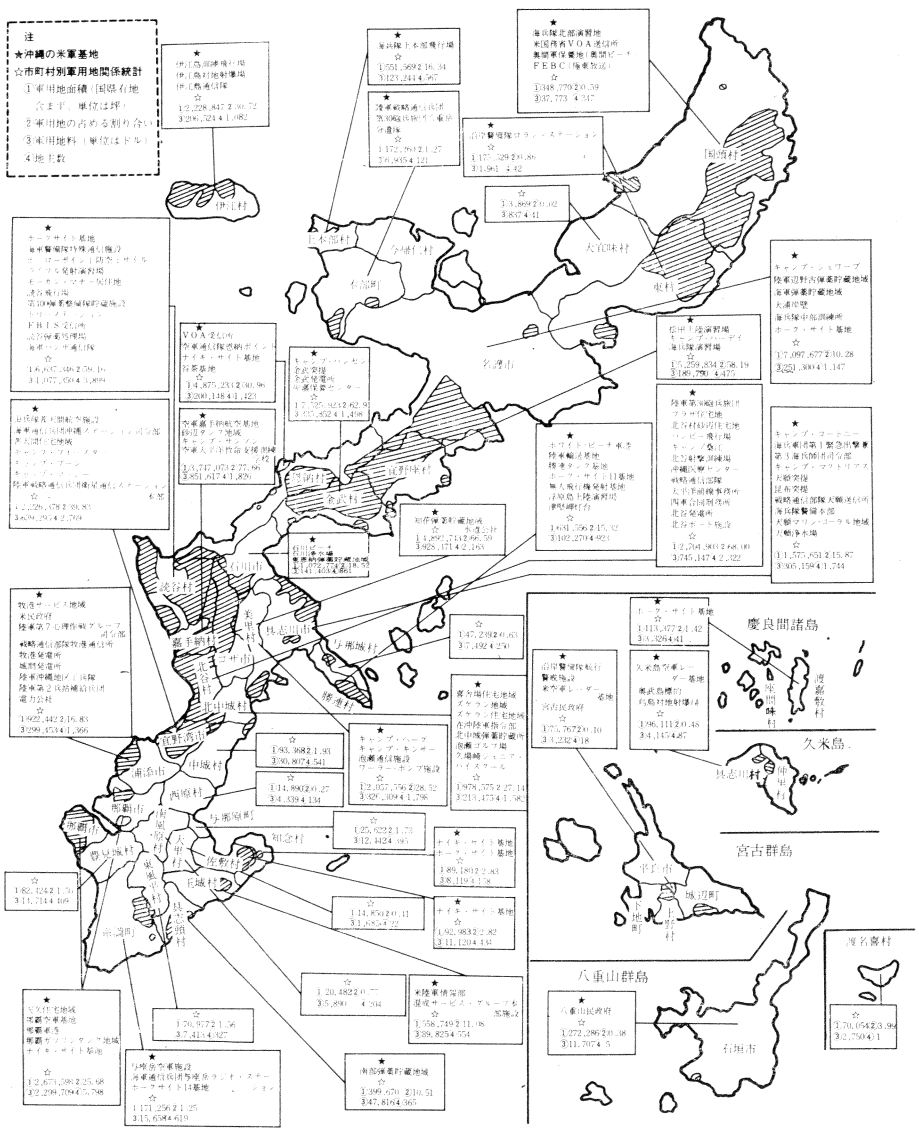
規模、地料、地主数一覧